

令和5年度  
みなかみ町重層的支援体制整備事業  
実施計画



群馬県みなかみ町

令和5年3月

## はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域コミュニティ機能が変化する中で、改正社会福祉法において重層的支援体制整備事業が創設されました。

これまでの社会保障制度は、介護、障害、子育て、生活困窮の分野別に専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりのように、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯や、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の支援体制ではケアしきれない事例が顕在化しています。また、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例も増加しています。

本町では、第2期みなかみ町地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）において、「誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち」をスローガンに、町民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく暮らしていいけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、安全な地域をともに作って行くことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、地域、行政、関係機関等が協力し、重層的支援体制整備事業に取り組むこととしています。

## I 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市町村として一体的に実施するものです。

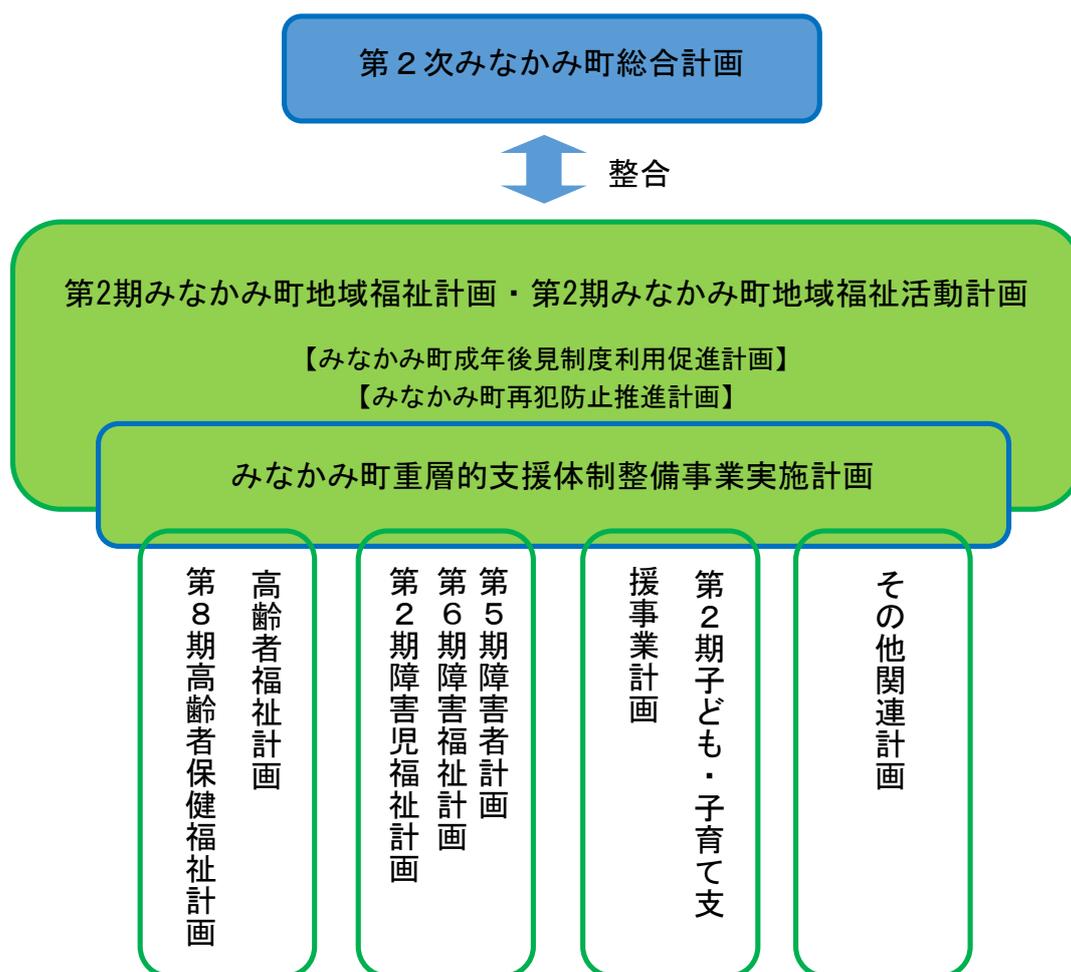
本町においても、この事業への取り組みを通じて、横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指していきます。

## Ⅱ 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

### 1. 計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5に実施計画を策定することが規定されました。この計画は、その規程に基づき策定するものです。

また、本計画の上位計画である「第2期みなかみ町地域福祉計画・みなかみ町地域福祉活動計画（令和4年3月策定）」において、「5. 基本計画 ①困ったときに頼れる場所をつくります」のうち、本事業実施に関する具体的な事業実施計画として「重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」）」を位置づけます。



## 2. 計画期間

本実施計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。P D C Aサイクルにより、年度ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行います。

成果目標としては、以下のとおり設定します。

- ①「福祉まるごとサポートセンター」の体制整備及び町民への周知
- ②包括的な支援をするための人材の配置と育成
- ③ひきこもり等社会参加を推進するための居場所の創出

また、実施計画は、地域福祉計画との一体的見直し等についても今後検討を行います。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域福祉計画	第2期計画					一体的 に見直し
重層的支援体制整備事業実施計画		(実施期間)				

### Ⅲ 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について

#### ○重層的支援体制整備事業における実施体制のイメージ

みなかみ町では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括的支援体制の構築のために、町・社会福祉協議会・障害者基幹相談支援センターが中心となり「福祉まるごとサポートセンター（以下「センター」）」を形成し、重層的支援事業である、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくり、④多機関協働、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援に係る5つの事業について、行政機関及び各関係機関と連携しながら事業を推進します。

\*次ページに、イメージ図を掲載

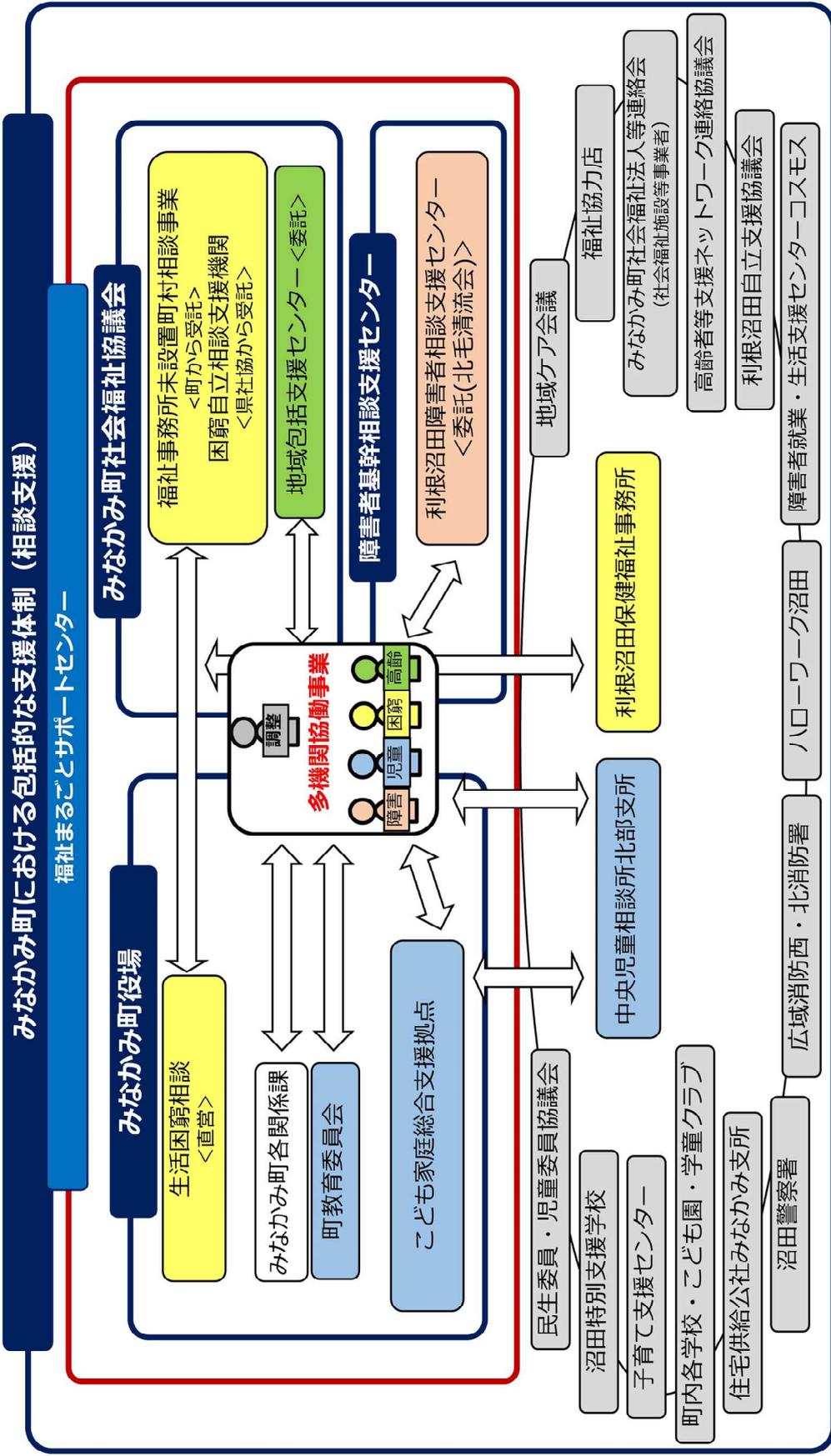
\*施策に合致するSDGsの目標



# 【みなかみ町】重層的支援体制整備事業の実施イメージ (R5～)

## 【I 相談支援】

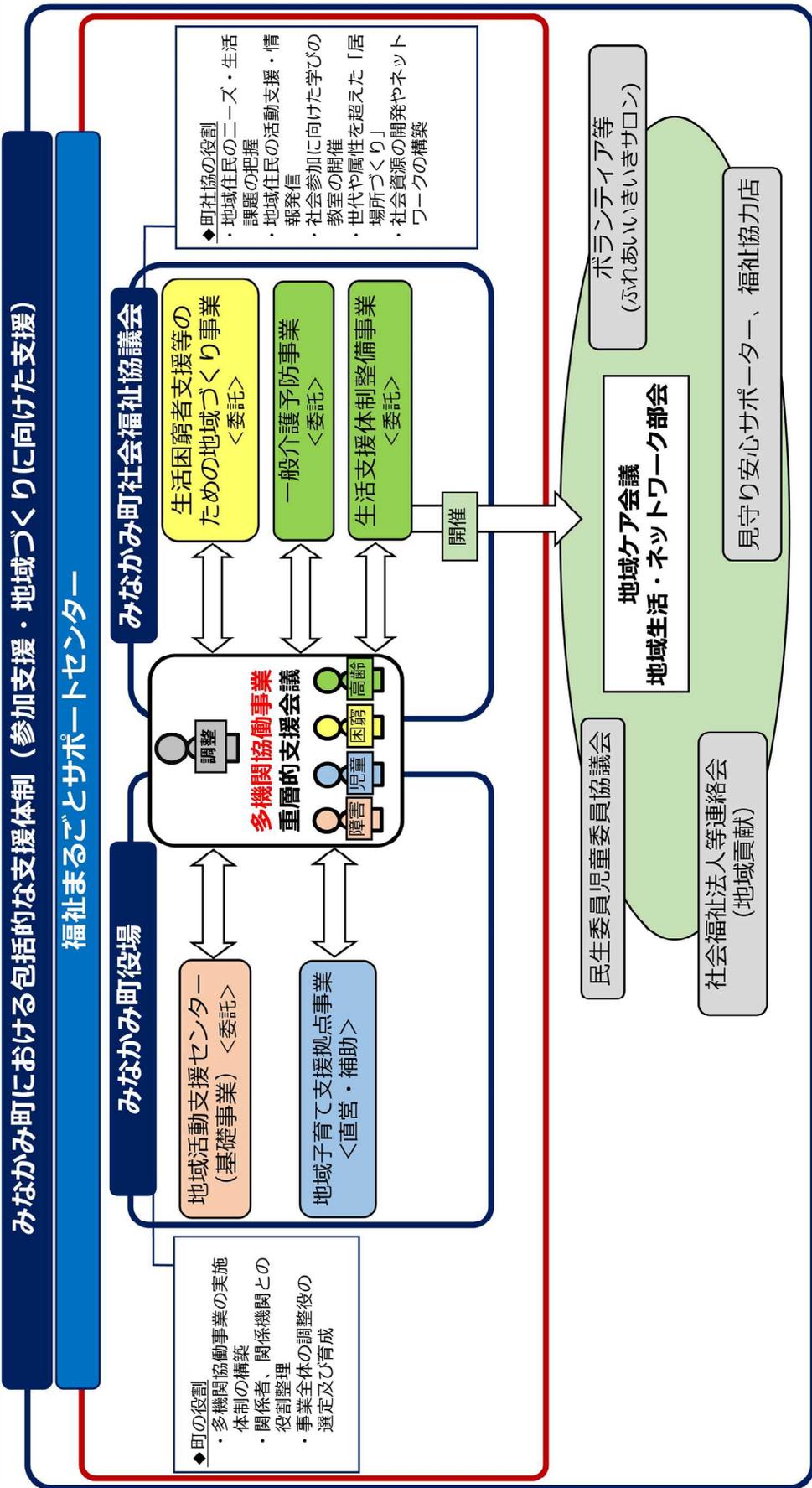
- ・町が主体となり、町社協、障害者相談支援センターと連携（一部委託）して実施します。
- ・全体の調整役（コーディネーター）のもと、4分野の担当者の協働により多機関協働事業に取り組みます。
- ・4分野の相談支援機関のほか、社会福祉法人等連絡会や福祉協力店等の協力を得て、潜在的な相談者をみつけて支援につなげます。（アウトリーチ）



# 【みなかみ町】重層的支援体制整備事業の実施イメージ（R5～）

## 【Ⅱ 参加支援・Ⅲ 地域づくりに向けた支援】

- ・ふれあいいきいきサロンなど地域住民が相互に交流を図ることができる拠点を整備する。
- ・見守り安心サポーターや地域福祉協力店などを増やし、近隣住民や来客者の心配ごとやちよっとした変化を福祉まるとサポートセンターに繋いでもらうなど緩やかな見守りをお願いする。
- ・社会福祉法人、医療法人、介護事業者等で構成されている「社会福祉法人等連絡会」と連携し地域貢献の充実や地域課題の解決を目指す。



## 1. 包括的相談支援（属性を問わない相談支援）事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障害、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

具体的には、介護、障害、子育て、生活困窮の以下の事業を指します。

### ①地域包括支援センター事業

事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント
支援対象者	65歳以上の高齢者等
設置箇所数	1ヶ所（みなかみ町社会福祉協議会）
実施方式	委託（社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会）
人員配置	保健師2人、社会福祉士2人、主任介護支援専門員2人
関係機関との連携	<p>地域の高齢者等の心身の健康保持び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置しています。</p> <p>複雑・複合化した事案の場合、センターに情報を共有し、課題解決に必要な関係機関と連携し役割分担を担います。</p>

### ②障害者相談支援事業

事業内容	一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、基幹相談支援センターの運営、虐待防止センターの運営、障がい児及び家族への相談支援
支援対象者	障がいのある人及びその家族等
設置箇所数	1ヶ所（利根沼田障害者相談支援センター）

実施方式	委託（社会福祉法人北毛清流会） *圏域市町村委託
人員配置	主任相談支援専門員3名（社会福祉士2名）・相談支援専門員1名（社会福祉士）
関係機関との連携	<p>障がい者・児及びその家族の総合的相談窓口として、地域社会の中で自立した生活を送れるように必要な福祉サービスの提供や社会参加の機会を促し、その家族等が継続して相談支援の提供を受けられるようにします。</p> <p>複雑・複合化した事案の場合、センターに情報を共有し、課題解決に必要な関係機関と連携し役割分担を担います。</p>

### ③利用者支援事業(母子保健型)

事業内容	<p>子育て世代包括支援センター</p> <p>保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談、母子保健等のサービス等の情報提供、関係機関との連絡調整、支援プランの策定等</p>
支援対象者	妊産婦、乳幼児、その保護者
設置箇所数	1ヶ所
実施方式	直営（子育て健康課こども家庭相談係）
人員配置	保健師2人、保育士1人
関係機関との連携	<p>妊娠期から子育て期において各種相談に応じ、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。</p> <p>複雑・複合化した事案の場合、センターに情報を共有し、課題解決に必要な関係機関と連携し役割分担を担います。</p>

④子ども家庭総合支援拠点事業

事業内容	家庭児童相談、要保護児童対策地域協議会 すべての子どもとその家庭並びにその妊産婦等を対象に実情の把握、情報の提供、相談対応、関係機関との支援の総合調整等
支援対象者	子どもとその家庭及び妊産婦
設置箇所数	1ヶ所
実施方式	直営（子育て健康課こども家庭相談係）
人員配置	子ども家庭支援員3人
関係機関との連携	様々な困難なケースに対して適切な対応や支援を行っていくため、支援の一体性、連続性を確保し、関係機関と連携して支援を行います。 複雑・複合化した事案の場合、センターに情報を共有し、課題解決に必要な関係機関と連携し役割分担を担います。

⑤生活困窮者相談事業（福祉事務所未設置町村による相談事業）

事業内容	生活困窮者に対する包括的相談、必要な情報の提供及び助言、県保健福祉事務所との連絡調整、自立支援事業利用勧奨、フードバンク事業
支援対象者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者及びその家族等
設置箇所数	1ヶ所（みなかみ町社会福祉協議会）
実施方式	委託（社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会）
人員配置	相談支援員1名、その他職員2名（兼務）
関係機関との連携	支援対象者が抱える課題やニーズに併せて、県社協からの受託事業である生活困窮者自立支援事業の勧奨や、要保護となるおそれが高い場合には生活保護制度に関する情報提供、助言を実施し、県保健福祉事務所と連携を図ります。 複雑・複合化した事案の場合、センターに情報を共有し、課題解決に必要な関係機関と連携し役割分担を担います。

## 2 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりに向けた支援を行います。

また、ひきこもり状態にある方への支援については、就労等だけではなく広く社会参加を促していくことが重要であることから、居場所の提供等に取り組みます。

実施体制は、社会福祉協議会に委託し、地域の社会資源の働きかけ及び活用方法の充実を図り、社会参加に向けた多様な支援メニューを整備します。具体的には学び教室の実施やボランティア活動への参加、ふれあいいきいきサロンなどを開催し、要支援者への参加を支援するとともに、ニーズに即した居場所を提供します。

## 3 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の仕組みを検討します。

具体的には次の表の事業が対象となっています。

### ①地域介護予防活動支援事業

事業内容	介護予防に関する、介護予防サポーターの養成及び研修指導、ふれあいカフェ事業、介護予防ポイント事業
支援対象者	主として活動的な状態にある高齢者及び団体、介護予防に資する活動をしている町民
設置箇所数	—

実施方式	直営及び委託（社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会）
人員配置	—
関係機関との連携	介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に関する「ボランティア等の育成」、「多様な地域活動組織の育成及び支援」、「取組への参加やボランティア等へのポイント付与」等を行い、地域の高齢者の通いの場等の活動を支援します。

## ②生活支援体制整備事業

事業内容	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など、地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチング等を実施
支援対象者	町民
設置箇所数	1ヶ所（1層協議体）、3ヶ所（2層協議体）
実施方式	委託（社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会）
人員配置	2層コーディネーター3名
関係機関との連携	住民主体、NPO、民間企業等多様な生活支援サービスを担う事業主体

## ③地域活動支援センター事業

事業内容	安心できる居場所、こころや体や人間関係の練習の場として創作活動や余暇活動、軽運動等を実施
支援対象者	精神障害者
設置箇所数	1ヶ所（テラス沼田）
実施方式	委託（NPO法人あおぞら会）

人 員 配 置	施設長 1 名、指導員 3 名（精神保健福祉士 1 名、社会福祉士 1 名）
関 係 機 関 と の 連 携	利根沼田 5 市町村で共同設置

#### ④地域子育て支援拠点事業

事 業 内 容	子育て親子の交流する場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
支 援 対 象 者	乳幼児をもつ親子、妊婦
設 置 箇 所 数	3ヶ所（①汽車ぽっぽ、②ぽかぽか、③さくらんぼルーム）
実 施 方 式	委託（①NPO法人みんなの太助さん、②NPO法人北風塾、③社会福祉法人三峰会）
人 員 配 置	①6名（幼稚園教諭・保育士 3名） ②14名（保健師他） ③3名（幼稚園教諭・保育士 1名）
関 係 機 関 と の 連 携	子育て世代包括支援センターと連携

#### ⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事 業 内 容	地域生活のニーズ・生活課題の把握アンケート調査、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり
支 援 対 象 者	町民
設 置 箇 所 数	居場所 1ヶ所
実 施 方 式	委託（社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会）
人 員 配 置	相談員（兼任2名）
関 係 機 関 と の 連 携	－

#### 4 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）

複雑・複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各相談支援機関等だけでは対応が困難な場合に、支援会議（社会福祉法第106条の6）や重層的支援会議を随時活用し、課題の解きほぐしや、支援の調整、支援プランの作成、評価及び適正等について協議します。

支援会議や重層的支援会議を実施するに当たっては、センターの相談員が日程や参加機関の調整、会議の進行、支援プランの作成を行います。

また、相談体制の充実や連携を図るために、心配ごと相談、法律相談等を実施するとともに、管内事業所との他分野の制度等理解や連携を図るためにセンター主催の勉強会等を定期的実施します。

#### 5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、多くのケースは、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されています。

このような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人やその世帯と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であると考えます。

また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集する必要があります。

本町ではアウトリーチ等事業の推進のため専門職を配置し支援にあたります。

みなかみ町重層的支援体制整備事業実施計画

令和5年3月

---

群馬県みなかみ町役場 町民福祉課・子育て健康課  
〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地  
TEL : 0278-62-2111 (代表)  
0278-25-5011 (ダイヤルイン)  
<http://www.town.minakami.gunma.jp>

---